## 行政区の取扱いについて(協定項目22)

大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市における行政区の取扱いについて、別紙資料に基づき協議に付する。

平成15年11月27日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会 会 長 鈴 木 俊 美

## 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	2 2 行政区の取扱い 関係項目				
	(1)自治会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、同一自治会名については、住民の意向を踏まえ、合併時までに調				
調整の内容	整する。				
	(2)事務連絡員については大平町の例により合併時までに制度を整える。報酬については、合併時までに調整する。				

## 現況

况况								
		大平町	岩舟町	藤岡町				
自治会数		46自治会	86 自治会	104 自治会				
同一名称等			中妻	中妻(2自治会) 向				
事務連絡員制度		自治会長46名を代表事務連絡員として位置付け、行政と町民との連絡調整の事務の一部を委嘱する。同じく、自治会長の元に事務連絡員を置き、連絡調整の事務の一部を委嘱する。						
	担任事務	・町の各種連絡事務の処理 ・各種調査及び報告 ・町長が特に委嘱した事務の処理						
身分   非常勤特別職		非常勤特別職						
	幸侵酌州	・代表事務連絡員 均等割 84,000円 / 1 自治会あたり 世帯割 750円 / 1 世帯あたり ・事務連絡員 1戸あたり750円						
その	他	・自治会連合会の組織がある (コミュニティ施策にて協議)	・町からの各種連絡事務等を自治会長に依頼 している。 (報償費) ・均等割 8,700円/1自治会あたり ・世帯割 420円/1世帯あたり ・班長手当 4,000円/1班あたり	・町からの各種連絡事務等を自治会長に依頼 している。 (報償費) ・世帯割 1,800円/1世帯あたり ・記念品 自治会長 4,000円相当の品 班長 3,000円相当の品				